平成２３年（フ）第１５０号
栃木県足利市常見町１丁目22番地１
債務者　早川　正己
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　康太郎
４　破産債権の届出期間　平成24年６月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月20日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第３２８９号
東京都荒川区南千住７丁目10―３―102
債務者　中嶋　恵子
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　舘　　彰男
４　破産債権の届出期間　平成24年５月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月25日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７号
秋田市楢山本町２番34号　フェアステージ21―101号
債務者　鈴木　信江
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙橋　佑輔
４　破産債権の届出期間　平成24年５月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月12日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４０号
新潟県村上市南田中641番地
債務者　齋藤　茂一
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　遠藤　達雄
４　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月18日午前10時15分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第６２号
宮崎県都城市鷹尾３丁目36街区17号タカオアリーナ102
債務者　椎屋　聖子
１　決定年月日時　平成24年４月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大塚　幸治
４　破産債権の届出期間　平成24年６月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月18日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１２７号
北海道稚内市はまなす１丁目３番７号
債務者　島　　勇輔
１　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　米田　和正
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月９日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５３号
釧路市緑ケ岡２丁目11番13号
債務者　熊崎　　修
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中井　拓人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午後４時30分
５　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１６２１号
熊本県阿蘇市一の宮町三野247番地、住民票上の住所大阪市都島区友渕町１丁目４番１―1406号
債務者　井田　明美
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　胡　　健介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月２日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８７号
群馬県藤岡市岡之郷1342番地　タウニイ笠原A102
債務者　菊地由美子
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　倉崎　淳一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月27日午後２時10分
５　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１６５３号
堺市中区深井北町787番地６
債務者　大石　一則
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　余田　博史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７５３号
奈良市富雄元町１丁目13番34―413号
債務者　松本　　誠
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺田明日香
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７７９号
大阪市淀川区加島１丁目36番23号
債務者　岡田　則雄
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　美樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７８２号
大阪市都島区中野町５丁目14番５―302号、事業所所在地大阪市都島区都島本通３―３―29ペルソナ88
債務者　わかば整骨院こと　児玉　英良
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小坂梨緑菜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７８４号
奈良県御所市大字三室104番地の１
債務者　芦田　純一
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　齋藤　友紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８１６号
東京都港区海岸２丁目３番５―1104号
債務者　山室智惠三こと　山室知栄佳
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩本　文男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８７４号
大阪府東大阪市友井５丁目３番34―403号
債務者　濵口　剛光
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　深田　愛子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部